

I 大阪大学大学院法学研究科外部評価委員会

(平成 28 年 1 月 8 日)

参考) 事前配付資料

大阪大学大学院法学研究科外部評価委員会

開催日時： 平成28年1月8日（金）午後5時30分～午後7時50分

場 所： 大阪大学大阪大学会館2階 会議室

出席者

【外部評価委員会委員】

独立行政法人国際交流基金上級審議役	亀岡 雄 氏
兵庫県弁護士会会長	幸寺 覚 氏
京都大学大学院法学研究科長	潮見 佳男 氏
内閣官房郵政民営化推進室郵政民営化統括官	鈴木 茂樹 氏
独立行政法人関西経済連合会理事	藤原 幸則 氏

【大阪大学大学院法学研究科】

研究科長	竹中 浩
司会 副研究科長	瀧口 剛
副研究科長	林 智良
法学部教務委員会委員長	武田 邦宣
法学研究科教務委員会委員長	高井 裕之
教授	高田 篤

【大阪大学大学院高等司法研究科】

研究科長	三阪 佳弘
副研究科長	野呂 充
副研究科長	下村 眞美

【大阪大学知的財産センター】

センター長	青江 秀史
(大学院法学研究科附属法政実務連携センター長)	

【大阪大学法学部】

副学部長	村上 正直
(大学院国際公共政策研究科長)	

(法学研究科・高等司法研究科事務部)

事務長	太田 知子
庶務係長	前島 良信

内容：配付資料に基づき、法学部及び法学研究科の人材育成及びキャリア支援の現況と課題について、大阪大学側から説明を行った後、外部評価委員との間で意見交換を行った。以下はその議事録である。

大阪大学法学研究科外部評価委員会

平成28年1月8日（金）

【瀧口】 全員ご参集いただいておりますので、時間の関係もあり、始めさせていただきます。

皆様、本日、大阪大学法学研究科の外部評価委員会にお集まりいただき、どうもありがとうございます。私、司会を務めます、評価担当の瀧口と申します。最初の方だけ司会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、研究科長からの挨拶を。

【竹中】 研究科長の竹中でございます。委員の皆様には、お忙しい中、外部評価の委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

法学研究科では3年に1回、外部評価の委員会を開催することになっております。大学の中期目標・中期計画期間というのは6年でございますので、その真ん中と終わりの年に評価をしていただくということになっているわけでございます。いろいろな分野の委員の方々にお集まりいただきまして、法学研究科の活動に対して評価をいただき、さらに、忌憚のないご意見をいただき、それを今後の研究科の活動に活かしていく、またとない機会であると考えております。前は平成25年3月14日に開催させていただきました。委員の先生方の中には前回もお世話になった方々がいらっしゃいます。どうもありがとうございます。

今年度、平成27年度は第2期中期目標・中期計画期間の最後の年に当たります。来年度から第3期の中期目標・中期計画期間に入ります。この第3期中期目標・中期計画期間には、国立大学のあり方がかなり大きく変わるのではないとも言われております。我々としては心して第3期を迎えなければならないということでもあります。それに先立って、これまでの歩みを振り返り、外部の目から見た評価について知ることができるというのは非常にありがたいことで、このような機会を持てることを幸甚に存じます。2時間という限られた時間でございますけれども、我々の活動について評価をいただき、そしてまた、先ほど申し上げましたように、忌憚のないご意見を賜ることができましたら大変ありがたく存じます。どうかよろしくお願いいたします。

【瀧口】 それでは、最初に自己紹介をさせていただきます。

まず、副科長の林教授。

【林】 副研究科長が2人配せられまして、私はそちらの学務担当ということでただいま仰せつかっております。前は外部評価担当ということで、ちょうど瀧口教授が担当されていることをいたしました。今日は学務担当のまとめ、プラス国際交流室長というお仕事も今担当いたしておりますので、そちらの概要、留学生の受け入れ等について後ほどお話しさせていただくかと思っております。

今日は、どうぞ忌憚のないご意見をお願いいたします。

【瀧口】 高井教授、お願いいたします。

【高井】 法学研究科の教務委員長を仰せつかっております高井と申します。よろしくお願いいたします。

【瀧口】 武田教授、お願いいたします。

【武田】 法学部で教務委員長を務めております武田と申します。よろしくお願いいたします。

【瀧口】 青江教授、お願いいたします。

【青江】 高等司法研究科が本務であります。ほかに知的財産センター長と、法学研究科の附属法政実務連携センター長を拝命しております。どうかよろしくお願いいたします。

【瀧口】 高田教授、お願いします。

【高田】 高田でございます。よろしくお願いいたします。

【瀧口】 村上教授、お願いいたします。

【村上】 村上と申します。どうぞよろしく申し上げます。肩書としては法学部の副学部長ということですが、本務の国際公共政策研究科というところの研究科長をやっております。法学部の国際公共政策学科の学科長も務めておりますので、その関係でここにいさせてもらっております。どうぞよろしくお願いいたします。

【瀧口】 三阪教授、高等司法研究科長、お願いします。

【三阪】 高等司法研究科長の三阪と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【瀧口】 野呂教授、お願いします。

【野呂】 高等司法研究科で管理運営担当の副研究科長を務めております野呂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【瀧口】 下村教授、お願いします。

【下村】 高等司法研究科の学務担当副研究科長の下村です。どうぞよろしくお願いたします。

【瀧口】 亀岡委員、よろしくお願いたします。

【亀岡委員】 国際交流基金の亀岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【瀧口】 幸寺先生、よろしくお願いたします。

【幸寺委員】 現在、兵庫県弁護士会の会長をしております、事務所は弁護士法人東町法律事務所の弁護士でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【瀧口】 潮見先生、よろしくお願いたします。

【潮見委員】 潮見でございます。京都大学の法学研究科長をやっております。どうぞよろしくお願いたします。

【瀧口】 鈴木先生、よろしくお願いたします。

【鈴木委員】 もともと郵政省にいました鈴木と申します。今現在は内閣官房に出向してありまして、郵政民営化推進室の郵政民営化統括官というのをやっています。3年前にこの会に参加したときは総務省の中の郵政行政部長でして、どうもこのタイミングで郵政のほうにかわっているようでございます。どうぞよろしくお願いたします。

【瀧口】 藤原先生、よろしくお願いたします。

【藤原委員】 関西経済連合会の藤原でございます。前回、委員を拝命して、会議を欠席いたしまして、今日初めて出席いたしました。こちらの卒業生で、今日何十年ぶりに石橋からこの坂を上がってきまして、随分変わっているなという印象を受けました。よろしくお願いたします。

【瀧口】 続きまして、議長の指名ということで、まず、議長をしてもいいという先生がおられましたら、手を挙げていただけたらと思いますけど。

おられないようですので、私の方から京都大学の潮見先生にお願いしたいと思ます。よろしくお願いたします。

【瀧口】 まず、竹中研究科長から趣旨説明をさせていただきます。

【竹中】 それでは、今回の外部評価委員会の趣旨といいますか、先生方に評価をお願いしたい主たる点についてお話しさせていただきます。

昨年6月に例の文部科学大臣通知というものが出まして、全国の国立大学の文系学部に激震が走りました。これについては先生方、ご記憶のことかと思ます。人文社会科学系の学部・大学院の組織があたかも再編・廃止の対象になるかのような、その可能性が非

常に高いかのような受けとめられ方をされまして、皆、泡を食ったということでございます。委員の先生方の中にも法学部をはじめとする文系のご出身の方が少なくないことから、常々、文系に対する風当たりの強さをご存じだと思います。ひょっとしたら、そういうこともあるんじゃないかと思われたかもしれませんが、少なくとも文部科学省では、文系がすべて廃止や組織再編の対象になっているかのような理解は誤解であって、人文社会科学系の重要性についてはよく認識していると言われていました。

ただ、専門分野が過度に細分化されてタコつぼ化しているのではないか、学生に社会を生き抜く力を身につけさせる教育が不十分なのではないか、あるいは、養成する人物像が必ずしも明確になっていないのではないかといった疑問が社会において出ていることから、これに応えるために、教育の見直しや組織の変革に積極的に取り組んでほしいという意図で出されたものだと説明しておられます。

要するに、直ちに廃止だとか組織再編を迫るとかといったことではないけれども、だからといって、法学部をはじめとする文系の部局が今のままでよいというわけではないということだと思います。先日、高等教育局長とお話しする機会がありましたけれども、法学部というのは変わるべき時期に来ているのではないかということ強く言っておられました。私もそれはそうだと考えております。法学系の部局も国民の税金で教育・研究を行っているわけでありますから、やはり社会に対して説明責任を果たすといえますか、存在理由を示していく必要があると思います。しかし、これがなかなか難しいのです。理系と違いまして、引用回数によって評価してもらおうとか、あるいは国際的な賞をとることによってアピールするとか、そういったことが、文系、特に法学系の場合はほとんど不可能であります。

そんな中で、法学系の存在理由として考えられることの1つが人材育成であるということはおそらく議論の余地がないところであろうと思われれます。今の社会が必要としている問題解決能力の高い人材を養成し、社会に送り出していく。特に、日本社会に限られずグローバルに活躍できる人材を国際社会に送り出していく。それによって社会に貢献することが、少なくとも人文社会系部局が現在取り組まなければならない重要な課題、ミッションだと考えております。

大阪大学では昨年の夏に執行部の交代がございました。現在の西尾総長は教育を非常に重視しておられまして、教育の阪大という、かつての評価を取り戻すことを重要な目標に掲げておられます。法学研究科としても、それに向けて努力していく必要がございます。

法学研究科の活動はさまざまな分野にわたっておりますけれども、そうした事情から、今回は教育と人材育成ということを柱として評価をお願いすることにしたわけでございます。

大阪大学の法学教育、これは政治学教育も含めてですけれども、その1つの特徴は、複数部局によって担われていることでございます。法学研究科をはじめ高等司法研究科、国際公共政策研究科、それから知的財産センターといった部局がありまして、それぞれ個性を持ち、それを活かしながら、全体として法学教育に当たっています。そのことが、法学教育に多様性を与える上で非常に貢献しておりまして、この点はほかのいわゆる旧帝大の法学系教育機関にはない特徴だと私は考えております。本日は、法学研究科と協力して法学教育を担っている高等司法研究科及び国際公共政策研究科の研究科長、それから関係の先生方、知的財産センターのセンター長にも来ていただいておりますので、具体的な連携については補足的にご説明をいただけるのではないかと考えております。

特に大阪大学の法学部は、旧帝大の法学部としては唯一、いわゆる2学科制をとっております。従来、定員170名の法学科のみでありましたけれども、これに加えて2008年より定員80名の国際公共政策学科が設けられました。この学科の教育に関しましては、かなりの部分を国際公共政策研究科の先生方に担当してもらっております。この学科の特徴は、伝統的な法学・政治学以外の分野の教育にかなり力を入れているということでありまして、いろいろ勉強ができるというのが売りでございます。関連してさまざまな教育的実験の試みが行われておりまして、顕著な成果を上げております。

高等司法研究科との連携ですが、やはり法学部には法曹を志望する学生がかなりの数いますので、そういった学生に比較的早い時期から法曹になるための勉強の仕方を教えるということで、高等司法研究科の先生方にも積極的に学部教育に参加していただいております。昨今は学生支援という形で、勉学だけではなく学生のさまざまな悩みに応え、学生の抱えている問題に対処していくことが求められていますけれども、これも高等司法研究科と法学研究科が協力して行っております。

それからまた、留学生の問題でありますけれども、大阪大学は昨年度、スーパーグローバル大学創成支援のいわゆるトップ型に採択されました。採択されたのはいいのですが、申請の際に留学生の受入れと派遣の両方について、なかなか厳しい約束をしております。特に、学生の海外への派遣は難しい課題です。ともすれば内向きになりがちな日本人学生を派遣するには、高いハードルがあります。しかし、従来、内向きの傾向が強いとされる

法学科に、国際公共政策学科という新しい学科が加わったことによりまして、事情が少し変わってきました。国際公共政策学科に入ってくる学生は、法学科とはタイプが異なり、海外に出ることについてより積極的です。これに引きずられて法学科の学生も少しずつ外に目を向けつつあるというのが現状であると思います。法学研究科・法学部といたしましても、こういった傾向を後押しすべく、いろいろな支援制度を設けて、日本人学生を海外に派遣するべく努力しているところでございます。

受け入れにつきましては、数を集めることは実はそれほど難しくはないですが、優秀な学生を確保することは容易ではありません。定員充足のために仕方なく留学生を受け入れるというのではなくて、やはり大阪大学がグローバルに評価される研究型大学になっていくために、外からどういう学生を受け入れ、どういう教育をしていくのかについて、我々は戦略を持つ必要があります。私の研究科長の任期はこの3月で終わりますけれども、これは、私が4年前に就任したときから取り組んできたテーマでもございます。

それからもう1つ、大学院教育における知的財産教育の重視ということも本研究科の特徴として挙げられるかと思えます。本研究科の博士前期課程には、後ほど説明がありますがけれども、総合法政、研究者養成、知的財産法という3つのプログラムがあります。最後の知財プログラムは、阪大が目指す文理融合という研究・教育上の課題、それから産学連携という課題に取り組む上で非常に重要な意義を持つプログラムでございます。これにつきましては知財センターにご担当いただいております、後ほど青江センター長から説明がござ

います。

以上、今回の外部評価委員会の簡単な趣旨と、私の考える研究科、法学部の教育の特徴につきまして、簡単にご説明させていただきました。

【瀧口】 続きまして、個別の問題も含めまして、法学部教育、大学院教育をそれぞれの教務委員長から、それから、留学に関する問題を国際交流室長である林教授から、知的財産教育について青江教授から、それぞれ説明させていただきたいと思えます。1人15分ほどでさせていただきます。

それでは、武田教授からよろしく申し上げます。

【武田】 武田でございます。よろしく申し上げます。

私からは、先ほど研究科長から話があった、法学部教育の実例を示すということになるかと思えます。今からお話しさせていただくことは、今、研究科長の話にもありましたけれども、2学科制の現状についてまずお話しさせていただきます。次に、法学部教育の

特徴的な取り組みとして、ここにあります3点について具体的な事例をお話しさせていただきます。そして最後に、現在、法学部で取り組んでおります入試制度の改革についてお話しさせていただきたいと思います。

まず、法学部の最大の特徴は2学科制でございます。平成20年に、大阪外国語大学との統合を機に法学部に国際公共政策学科が設置されまして、これまで法学科と国際公共政策学科、2学科においてそれぞれ特徴的なカリキュラムを提供してございます。卒業生も複数年次の卒業生が出てまいりまして、国際公共政策学科のスタートアップの段階から、さらに両学科の統合・改善という段階に現在あるのではないかなと考えてございます。2つの学科があるということでございますけれども、別々に存在しているということではなくて、科目の相互乗り入れなどを通して、両カリキュラムの有機的な一体性を確保しようということに取り組んでございます。

さて、法学科のカリキュラムでございますけれども、法学と政治学を基礎として、伝統的な法学部のカリキュラムを提供してございます。それが法学科ということでございます。

他方、国際公共政策学科、これは法学、政治学、経済学、3つの学問を複合的、総合的に利用して、国際的な問題を含む、社会の広い問題に取り組む、そういう学科のカリキュラムとなっております。

さて、このような2学科制でございますけれども、その成果はどうなっているのかということでもあります。例えば、この赤井先生、これは国際公共政策学科の教員でございますけれども、赤井ゼミの学生たちは、ここにありますが、政策学生会議フォーラムというものに出場しまして、現在の大きな社会的な問題について積極的に提言を行うというコンテストに参加しまして、それで優勝を連続して得ているという状況でございます。その活躍は、ここにありますが、日本経済新聞等に報道されまして、我々の誇るべき教育成果の1つとなっております。

また、この赤井ゼミ、これは国際公共政策学科の成果でございますけれども、国際公共政策学科における教育が法学科にもよい影響を及ぼしてございまして、最近、法学科の卒業生の進路を見ますと、伝統的な法学の大学院以外の大学院を志望する傾向も見られます。法学科卒業生を含む多様な卒業後の進路というのは、2学科制の成果ではないかなと考えてございます。

さて、2学科制のもとでどういう教育がなされているのか。お話ししたいことはたくさんありますが、ここでは3点にまとめてお話しさせていただきます。

1点目は、実学重視の教育。これは阪大法学部の伝統的な特徴でございますけれども、この3年間さらに進歩を遂げているということでございます。

まず、人材の面でございますけれども、中央官庁、財務省の官僚の方に来ていただいておりますけれども、現在は総務省の官僚の方に来ていただいております、継続して中央官庁から教員としてお越しいただいているということがございます。また、国際機関、ユネスコで勤務された教員が国際公共政策学科の教員として所属してございます。

これは、平成2年からロイヤリングを行ってございますけれども、ロイヤリング科目ということで、実務の法曹の方に講義をしていただいております。さらに、内閣法制局より現役の官僚の先生に来ていただいて、立法学という講義を持っていただいております。また、中央官庁、総務省から来ていただいております教員ですね、政策法務。また、警察通訳翻訳実務論であるとかリーダーシップデザインとか、こういった科目によって実務家の知に触れるという教育を提供してございます。

次に、国際性を備えた人材育成、それに係わる教育内容についてお話しさせていただきます。

まず、英語による講義科目の充実ということでございますけれども、現在、英語で講義を提供している科目が10以上ございます。その多くはこの3年間に新しく設置されたものでございまして、国際性を備えた人材育成の1つの大きな取り組みであると考えてございます。

また、ここにあります短期海外プログラム。これは、日本でのオーストラリア法入門という講義科目と連動して、オーストラリアで実施研修を行う。これがその写真でございまして、そういう新たなプログラムも提供しております。

この2つは主として日本人学生に対する教育になりますけれども、留学生に対しての教育にも力を入れてございまして、留学生に対して日本法総合演習という科目をオムニバスで提供しております。

また、これは今年度より始まりましたけれども、外国語学部の学生に対して法学の教育を行うことによって、法学と外国語という2つのスキル、専門を持った学生を育成するという試みも始めております。

さて、3つ目の特徴として、自主的学びへの支援についてお話しさせていただきます。

まず、これまで同窓会組織が懸賞論文の制度を行ってまいりましたけれども、昨年度より法学部と共催ということで懸賞論文制度を実施してございます。このように、入賞作品

についてはパブリックに公表した上で、「まちかね法政ジャーナル」という冊子が法学会から公刊されておりました、そこにこの懸賞論文の入賞論文を公表するという取り組みを行ってございます。

また、平成26年からは法学部の学生自習室を設置しまして、これは法学部独自のファシリティでございますけれども、そこでこのように学生が日夜勉強している。毎日、平均して15名程度の学生が利用しているということでございますけれども、こういった取り組みを行ってございます。

キャリア支援については、これもたくさん取り組みを行っていますが、一部に絞ってお話しさせていただきますと、まず、活動体験記というものを作成して学生に交付すると。先輩から後輩にその経験を伝授するという取り組みでございます。

また、キャリア支援講演会。外部の専門家を呼んで学生講演会を行う。

また、法経OB・OG交流会。卒業生の先輩と触れ合う、交流するという機会を設けてございます。

さらに、行政研究会というものを立ち上げまして、官庁に就職したい、官庁で活躍したいという学生のために、教育、また人的なつながり、経験の研修等々を行うための研究会をやりまして、ここにチラシを1枚載せてございますけれども、懇談会等を開催してございます。

さらに、ここに学生支援体制と書いてございます。先ほど研究科長から言及がありましたけれども、なかなか学校の生活についていけない、勉強についていけないという者を下から支える制度として学生支援体制というものを、学生支援室という組織を中心に行ってございまして、成績不振学生等に教員が直接に面談を行うというスキームを確立してございます。

最後、3点目でございますけれども、入試制度の改革としまして、最近の取り組みにつきまして簡単にお話しさせていただきます。

まず、多様な学生確保への取り組みとしまして、これは長く続けておるものでございますけれども、私費外国人留学生試験を行ってございます。昨年度は4名ですかね、合格者。20名受験して、4名が入ってきてございます。

転部試験、これは学内よりですけれども、昨年9名の応募があつて、2名それで合格しています。

3年次編入試験、これは学外ですけれども、41名の応募がありまして、6名合格させ

て、入学しているということでございます。

また、さらなる取り組みとしまして、平成27年度より、この私費外国人留学生試験は日本にいる留学生にチャンスを与えるものでございますけれども、海外になお存在する外国人の留学生について、もちろん日本に来ることを前提にということでございますけれども、入試を行ってございます。去年、2名合格してございます。

さらに、平成29年度より、世界適塾A0入試というものを後期試験にかえて導入することになっております。

雑駁で恐縮でございますけれども、お話しさせていただいたことは、2学科制が定着して、その効果が現実的に出てきているという点、また、特徴的な取り組みとして、実学重視の教育の拡充、また国際性を備えた人材育成のさらなるカリキュラム、また教育体制の構築と改善ということ、そして自主的学びへの支援体制についてお話しさせていただきました。

今後の課題ということでございますけれども、問題解決能力を備えた人材育成というキーワードが研究科長の話の中にありましたけれども、そのような流れに沿って、2学科制によるシナジー効果の拡大、社会・卒業生との連携強化、国際的に活動できる人材の育成、これは先ほど述べた特徴的な取り組み3点のさらなる進展ということでございますけれども、この3点について、法学部教育の改善を進めていきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

【瀧口】 それでは、大学院教育について、高井教授からお願いします。

【高井】 高井でございます。では、早速、説明を開始させていただきたいと思えます。教務委員長としてここ数年、大学院の教務をお預かりしておりますので、その面から現状をご説明申し上げます。

まず、法学研究科の組織図をこの後、簡単にご紹介いたします。法学研究科は、他の大学院と同様、前期課程と後期課程に分かれておりまして、前期課程、いわゆる修士課程でございますが、修士課程については本研究科としては3プログラム制ということで、後にお話ししますように、3つの独特の特色を持ったプログラムを開設させていただいております。それから、後期課程ですね。これは従来の大学院どおり、研究者を養成するということを主たる目的としておりまして、一定の実績が上がっておりますが、さまざまな課題があるということで、この点をこれからご説明させていただきたいと思えます。

法学研究科の組織図。最初に研究科長からもご説明申し上げましたように、本学の場合

は法学研究科、ここが法学研究科でございますが、他のさまざまな部局と協力して教育を行っているところでございます。高等司法研究科、いわゆるロースクールとも密接に協力して授業を大学院レベルでも行っているところでございます。それから、これも先ほどからお話がありますように、国際公共政策研究科とも、法学研究科との関係でも密接に連携をとりながら教育を進めているところでございます。後で少しお話があるかと存じますが、法政実務連携センターというところで、実業界でご活躍の方々にも教育・研究の面で多くの支援をいただいているところでございます。さらに、本学の大きな特色である知的財産センターも密接に関係しておりまして、これからお話ししますように、教育プログラムの中の特に知的財産法プログラムに関しましては、この知的財産センターにほぼ全面的にご支援いただいているところでございます。

博士前期課程でございますけれども、3プログラム制をとっております。総合法政プログラム、研究者養成プログラム、知的財産法プログラムでございます。

総合法政プログラムというのは、名称からもおわかりいただけるかと思いますが、さまざまな進路希望あるいは関心をお持ちの方々に入學していただいて勉強していただくわけでございます。いろんな進路を目指される方が入ってこられますので、教育面でも、できる限り多様な授業を取っていただけるようにしているところでございます。

すぐ後に申しますのが、社会人との関係でも、社会人入学生等も受けておりますので、多くの社会人の方に入ってきていただいて勉強していただいて、また終わられるとお仕事に戻っていただくということがよくございます。

それから、これも後で少し数字を出してご説明いたしますが、留学生の方もかなり多く入ってこられていますので、その留学生の方に向けての授業、特に日本法への導入の授業などを設けるとともに、そういう人たちがかなり多く在学していますので、それは日本人学生にとっても刺激になっているところと思われま

す。総合法政プログラムはそういうことでございますので、入試制度としましても、一般の入試のほかに社会人向けの入試、それから留学生向けの入試というものを設けております。社会人向けの入試では、筆記試験は行わず、口述試験、いわゆる面接で合否を判断する。もちろんほかに研究計画書等も提出していただいておりますが、特にいわゆるペーパー試験を課すことなく社会人入試は行っております。留学生の方に向けては、これは留学生向けの試験ということで、また留学生向けの別問題をつくって対応するというものもしている場合もございます。そういう形でさまざまな方に入らせていただいているところでござい

す。

総合法政プログラムの場合は、進路もさまざまでございます。次に申します研究者養成プログラムから博士後期課程に進むということもありますが、総合法政プログラムから博士後期課程を受験していただいて、後期課程に進んで研究者の道を目指すという学生も少なくないところでございます。一般的に言えば、総合法政プログラムを終えられた方は、いわゆる普通の法学部の学生と同じような進路に進む人もかなりいます。ですから、金融機関であるとかメーカー、それから一般職の公務員というところに就職する人もかなり多くいるところでございます。

それから、研究者養成プログラムですが、これは文字どおり、博士後期課程に進んで研究者になることを目指す人の在籍するプログラムです。実際には研究者養成プログラムの入学試験はかなりハードルが高いので、合格者がゼロになる年も時々ございますけれども、年に数人、1人、2人、3人程度在籍するという感じで運用しております。研究者養成プログラムの場合は、後期課程に進む際に別の試験は課しておりませんので、修士論文が書いて、それについての口述試験にパスすれば後期課程に進めるという形で運用しているところでございます。研究者養成につきましてはまた後ほど、後期課程との関係でもう一度ご説明させていただきます。

それから、知的財産法プログラムですけれども、さまざまな工夫をして、多くの学生を集めて、さらにその人たちに知財の分野で活躍していただけるように教育を手厚くしているところでございます。

先ほど申しましたように、総合法政プログラムの1つの特色は、社会人の方も受け入れてありますし、その他の形でも社会学連携ということをいろいろ試みているわけでございます。その1つとして、マッセOSAKAと言われますが、大阪府市町村振興協会、すなわち大阪府下の市町村で大きな、大阪市と、それから堺市も別だったと思いますが、大阪市、堺市以外の市町村が職員の研修のためにつくられた組織でございまして、そこと連携・協力いたしまして、毎年、現職の地方公務員の方に、科目等履修生という身分に本学ではなりますが、そういう形で授業に参加していただいて、地方自治体が抱える現実的な問題について考えていただく。基本的には、発表していただいて、あるいはレポートを書いていただくという授業を開講しております。参画する教員もそれぞれの職員の方の抱えるテーマに応じて、それについて詳しい先生に特にご指導いただくという形での開設となっております。ですから、場合によっては行政法、あるいは政治学、行政学の先生が担当することもあります

し、あるいは社会保障の関係の担当教員がそういう公務員の方のお勉強を支援させていただくということもあるわけでございます。もちろんこれは大学の授業ですから、一般の大学院生も参加することができますので、地方公務員の方にも参加していただきながら、それ以外の大学院生もそういう現職の地方公務員の方と交流することによって刺激を受けることができているわけでございます。

知的財産法プログラムにつきましてはまた後で少しお話があるかと存じますけれども、教務面から簡単にご説明申し上げます。

知的財産法プログラムにつきましては2つのコース、総合コースと特別コースを設けておりまして、総合コースは、他のプログラムと同様、昼間この豊中キャンパスで授業を行っております。それに対して特別コースは、主として社会人を対象として、大阪大学中之島センターで平日夜間に授業をしております。そういう形で、社会人の方にも受講していただけるように工夫しているところでございます。

知的財産法は非常に高度に専門的な分野でございますので、このプログラムにつきましてはかっちりした体系的なカリキュラムを組んで、特許法とか商標法、意匠法といった基本的なものから次第に応用的なものまで学んでいただけるように工夫しているところでございます。このたび、この秋に募集のあった文部科学省の職業実践力育成プログラムに応募させていただいたところ、これに認定されましたので、そういう職業実践に役立つ教育をしているということで、また私どもとしてはアピールさせていただきたいと考えております。次に若干数字的な資料も出てまいりますけれども、これが本研究科の1つの特徴と言っていいだろうと思います。

次に入学者数でございます。定員は35ですけれども、実入学者数は年によってかなり変動がありますが、ずっと100%を超えているという状況でございます。国立大学のあり方としては必ずしも多過ぎるのも好ましいことではございませんので、定員管理には気をつけていきたいと考えております。大変人気があることはありがたいことですが、定員という枠がありますので、それとの兼ね合いが1つの課題ということでございます。28年度は現在まだ2次募集をやっておりますので、確定しておりません。

それから、先ほど少し申しました留学生の割合でございますけれども、定員35で、実際に修了される方はこれぐらいいらっしゃいますが、留学生の方はかなり多くいらっしゃいまして、多ければ3分の1、あるいは、この年になるとほとんど半分ですけれども、そういう状態で、年によって多少の変動はございますけれども、かなりの数の留学生に来て

いただいております。実際、毎年の入学試験で留学生の志望者の方もかなりいらっしゃるわけで、その意味では国際化というのはかなり進んでいると言ってよいのではないかと思います。

それから、先ほど申しましたように、修了後の進路でございますが、修了者数の中で、就職する人はかなり多いわけです。先ほども申しましたように、メーカー、金融、あるいはサービス業、それから一般職の公務員、そういったところに就職される方が数多くおられます。メーカーの民間企業の場合はいわゆる一部上場企業で、名の通ったところに就職する方も少なくありません。

それから、留学生の方で、日本で就職される方もかなりいらっしゃいます。そういう方は母語と日本語両方できるということで、国際貿易関係の会社とか、あるいは、例えば中国人の留学生を採用して、中国進出のために活躍してもらおうとか、そういうふう採用される会社もあるようでございます。

次に、後期課程に話を進ませていただきます。主たる目的は研究者養成でございますが、実績はすぐ後にお話しいたします。課題としては、定員充足です。定員が1学年12人となっておりますが、満たす年もないわけではありませんが、慢性的にはかなりそれを下回っているということでございまして、それをどうするかということですね。研究者の後継者を養成することが課題となっております。

定員充足率ですが、12名の定員のうち、実際に入学される方は、概して5割とか7割とか、少ない年は4人とかいうことになっております。研究者になるというのは、研究者ポスト、大学教員等ポストというのがなかなか多くなくて、後期課程を修了した後も定職にはつけない場合もありますので、厳しいということもあるかと存じます。そのあたり、研究者の職に学生に魅力を感じていただきたいということがございまして、それが1つの課題となっておりますのでございます。

修了者数はこのとおり。修了者数というのは博士の学位を取った人という意味にご理解ください。大学院を一旦離れても、3年以内でしたら、いわゆる課程博士ということで、在学者と同じように学位を認定できますので、そういう人も含めての数字です。

常勤のポストについての人数ですが、この年、25年3月、3年前ですけれども、7人のうち5人の方は何とか、職を見つけることができたというところはございます。割合的にはそう悪い数字ではないのではないかと考えております。直近と申しますか、1年前は数が多かったし、いわゆる浪人することもございますので、なお数字は出ておりませんけ

れども、これもこれから、例えばこの春にでもさらにこの12人の中から就職する人は多分出てくるとお思いますので、数字的には、特に他研究科とか他大学と比べた場合、本研究科の大学教員等に人材を供給するという面では比較的多いほうではないかと考えている次第でございます。

研究者養成のための方策ということでございますけれども、これは先ほど申しましたように、博士前期課程に研究者養成プログラムというのを設けて、前期課程の入試の段階で研究者養成プログラムを目指していただくということ、それから、今度、前期課程2年のうち、1年生から2年生に上がるときに先ほどの総合法政プログラムから研究者養成プログラムに移るといことも、一定の要件を満たせば、単位数であるとか、教員の推薦であるとか、特に語学力の試験とか、そういうものでうまくいけば、一定の水準に達すれば研究者養成プログラムに移るとい道も開いておりますし、実際に移る人もいますので、そういう形で研究者への道を開いておきたいと考えております。

それから、後期課程ですけれども、法学研究科ですので、法学関係、特に専門職大学院ということで、ロースクール、法科大学院を出られた方が学者を目指すという道を開いて、しかも、それをできるだけ活性化していこうというのが我々の1つの考え方でございます。前期課程あるいは修士課程で論文を書いて後期課程に来られる方はもちろん結構ですが、専門職大学院、ロースクールを出られた方については必ずしも論文を書いていられないので、そういう方については専門科目の筆記試験と面接で試験をさせていただいております。さらに、そういう方の中でも特に優秀な方については筆記試験を免除するという制度も取り入れております。実際この制度で、私の記憶では3人だったと思いますが、3人の方は筆記試験を免除して、入試として面接はいたしますけれども、それで入った方がいらっしゃいます。そういう、ロースクール出身で研究者を目指す方を積極的に誘導したいと考えているところでございます。

さらに、ロースクールで、本学のロースクールということになりますけれども、その中の研究者志望の方がいらっしゃれば、修了後に法学研究科の後期課程に入っていただきやすくするために、在学中に研究者向けの、研究者になる準備になるような授業あるいは指導もできないかということで、現在、高等司法研究科の担当の方と協議をしているところでございます。例えば、実体法の研究者の場合は外国語というのが重要な能力になります。英語、ドイツ語、フランス語等、論文系を読んで研究を進めるということが重要ですので、そういう外国文献の講読能力といったものをどう養成するかということが1つの課題でござ

ざいまして、そのための指導ということも考えているところでございます。

法学研究科は、前期課程ではさまざまな道、いわば間口を広げて、さまざまな形で社会のいろんな方面に人材育成するということを一方で行っておりますけれども、伝統的なコアの大学院の使命としてはやはり研究者養成、後継者養成ということがございますので、その点についても、現在はロースクールというものがある中で新たな道を探っているというのが現状でございます。

以上、雑駁ではございますが、法学研究科の現状と課題についてご報告させていただいた次第でございます。ありがとうございました。

【瀧口】 それでは、留学に関する問題を林教授からお願いしたいと思います。

【林】 林でございます。早速お話に入りたいと思うんですが、ここで言う留学とはもちろん受け入れのみならず送り出しも含めてご説明させていただくということで、受け入れ及び学生の送り出しというふうにお読みいただければありがたいと思います。

大前提になっておりますいわゆるグローバル化、国際的な法学研究科・法学部の国際協力体制の構築というところと留学生の拡大ということを絡めまして、俗にこのごろインバウンド、アウトバウンドという言い方が、わりとなじみがあるようではございますけれども、まずはお迎えする方、そして学生たちを送り出す方と、この2点にわたりましてご説明申し上げたいと思います。

前回の外部評価から3年間たちましたので、まずは、いわゆる留学生受け入れ・送り出しの基礎になる国際的なネットワークの拡充・構築というところでお話したいと思っておりますけれども、部局間交流協定に限りましてもアジア圏を中心に8機関と締結をしています。ここでは、全学レベルではなく部局レベルに限らせていただきます。ドイツのミュンスタ大学法学部、中国では中国人民大学という著名な大学、それからウズベキスタンのタシケント法科大学、ベトナムのハノイ法科大学になります。

さらに、台湾から2校。1つは、いわゆる学術機関ではなくて専門家養成機関ですね。ですから、かなり日本の司法研修所と重なりますが、裁判官養成機関である台湾法官学院というところもあります。あと、ホーチミンからもう1校、それから韓国から、法学部は韓国では主要大学はなくなりましたが、社会科学部・国際学部ということになっております。現在も西オーストラリア大学、オーストラリアは特に担当の先生のご尽力で、重点的なところで、現在すぐく学生の送り出し等も進んでおりますけれども、そういうところで交流を深めているところがあります。

次に、インバウンドのお話をさせていただきます。この場合の総数ですけれども、お配りしている法学部パンフレットにある留学生の受入れ実績に記載されています。そちらをご覧ください。前に過去の実績をご紹介します。過去3年間の受入れ実績は、47名、29名、40名でございました。47名のときは中国から24名、その後、次の年の29名のうち中国が9名、40名がまた中国9名ということで、中国からの学生が多いことが特徴となっています。

その上で、最新の状況ですが、一番多いのは韓国14名、中国が9名で、続き、ウズベキスタン、ドイツ、ブラジル、フランス、そして米国からメキシコに至るまで各1名ということで、少しアジアの中・韓、それから台湾といった、そういう地帯から多様化が進んでいると見ていいのかなというところです。また、長年、ブラジルとはサンパウロ大学のみならず複数大学からおつき合いもありますし、何より、日系人でブラジル国民の方が関心を持ってきているということもありますので、そういう点では南アメリカにも迎える対象があるのご理解いただければいいかと思えます。今後、採択されたスーパーグローバル大学で述べられている留学生の受入れ等に基づき、いずれは大学本部から留学生数を増やす要請がなされると思いますが、それとどうマッチしていくかというところはあるんですけれども、現在のところはこういった形で留学生を受け入れているということでありま

す。

次に留学生を対応する教員側の体制ですが、高等司法研究科と法学研究科の連携ということで国際交流室というところを持っておりまして、おおむね月に1回程度定例会議を開いています。それに陪席等、あるいは実際の事務の処理等で専門職員、係長相当の担当者の方1人がおり、教員たちプラス専門職員1名の体制となっています。また、留学生の日常的な交流の場として、留学生相談室という部屋を設けています。そちらに非常に経験の長いカウンセラーとして事務補佐員1名を配置しています。後でお写真を見ていただきますが、このような場を設けて留学生のお世話をすることで、留学生たちにも相互のコミュニケーション的なものが育ちつつあるというところがあります。

また、留学生数をどうやって増やしていくかということですが、これまで受け入れている新しい国や地域からの留学生を増やすこともありますが、いわゆるクオリティーも保たねばいけませんので、そこを考えながらですけれども、1つは、ホームページの英文記述、これをアップデートするということが本年度末の予定になっております。その目玉の1つは、法学研究科と他の法学系部局との関係をまとめたものの英訳版を作成するという

もので、もうすぐアップデートされます。

さらに、クオリティを下げずに留学生の数を上げていくために、いずれは外国へのリクルート出張であるとか、あるいは英語での日本法・政治に対する理解を求めるようにするために、現在、日本法に関する英語での講義などを開いておりますが、それを少しでも増やしていくことも考えていかなければなりません。

そして、担当者の派遣ですね。例えば、大学本部が主導でやっております私費留学生の場合は、実際に担当者が面接に行くみたいなことをやっておるわけですが、リクルートにそういったことも、コストとの兼ね合いですが、将来的な課題になってくると思っております。

その上でなんですけれども、留学生相談室の写真を撮ってまいりました。こんなところなんですけれども、こういうところでお茶を飲みながら、履修プランの作成とかそういった相談もできるし、留学生同士で情報交換をしている。評価によって、そこにあまり留学生だけみたいな批判もあるかもしれませんが、日本にやってきていろいろ不安な人たちのために自発的なコミュニティーというのが育って、ここが根城になっているならそれでいいかなと思っております。

また、フェイスブックとかもやっており、そういった自発的なコミュニティーがございます。

アウトバウンドの話に進めていきたいと思えます。現在、部局把握、出ていくほうは学生が自主的に行って勉強してというのがあるので正確にはわからない場合がありますので、把握できている分として18名となっております。米国7名からデンマーク3名、オーストラリア2名、台湾1名等となっております。受入れる学生たちは主にアジアからやってきて、派遣する学生たちは欧米を目指していくという傾向があります。やはり欧米を意識しているところがございます。

この派遣する学生たちを増やしていくということで、アウトバウンドで、まずはどうやって増やしていくか、充実させていくかということで、さっきの留学生相談室の担当者も、いろいろ留学するための相談もしてくれますので、その情報を把握する。あと、いろいろ学生支援室でも留学情報があれば随時、オンラインとか掲示板で掲示して周知徹底していく。

法学会とかあちこちに分かれていましてのは、比較的いわゆる財政支出に関して機動的になれる法学会において、1名10万円で、昨年度は60万円、今年度は7名70万円の支

援を行っています。

今度は資料の4頁の世界地図をご覧ください。まず、上段の2013年4月版の地図では協定校の地域に偏りがありますが、下段の2015年4月版では、協定を結んでいなかった地域の大学と協定を締結し、ネットワークを広げていることがわかります。

最後は、留学生パーティーの様子です。年に1回、教員と学生、及び学生の世話をさせていただく非常勤のチューターということで院生・学部生の方に準備等をお願いしておりますが、12月に懇親会をやりました。こういう感じで、できるだけ彼らのネットワーク形成も助けながら、多くの人を迎え、実質的に人材育成して世界に帰ってもらうか、あるいは日本で働いてもらいたいと思っております。

ということで、ご清聴ありがとうございました。

【瀧口】 それでは、知的財産教育と産学連携について、青江教授から。

【青江】 はじめまして。青江でございます。

私はこの会議は初めてですので、本来ならば知的財産センターの概要から入らなきゃいけないのかもしれませんが、今回はむしろそういった点ではなくて、法学研究科、それから高等司法研究科に対して知的財産センターが外部とのセンサーのような役割を担っている点と、そして、そのセンサーとして、入ってきた情報をシステム化してどうやって教育に発展させていっているかというあたりを中心にお話しさせていただきたいと思っております。

最初の図は、単純に言うと、法学部から高等司法研究科、そして大学を出た後までの一貫教育をイメージした図であります。すなわち、法学部で入ってきて、どうやって社会に貢献していくのだろうと考えたときの概念図です。もちろん法曹となり、裁判官になられたりといったわかりやすい方向もあるんですけども、それ以外にもさまざまな社会への貢献の仕方があるのではないかと。ならば、そういったものを具体的にイメージさせ、教育に入れていきたいというのがこの図です。

この全体像の中での1つのポイントは、産学連携、あるいは市町村との社会学連携です。例えば市役所へ大学院生がインターンに出ていくとか、あるいは市役所の中のさまざまな知財の問題について逆に我々が学んできて、それを法曹資格を持ったインターンという形の人間たちと解決し学生向けの教材を作る。そのような仕組みを考えている大きな絵であります。その意味で法学部、それから高等司法研究科のセンサー的な役割を担っていると思っております。

もう1つの役割は、先ほどどうやってシステムチックに教育に反映していくかという点です。いわば実証実験的な部分が知的財産センターにはありまして、学生たちの教育だとか先生方とのコミュニケーションをまずは知財分野の中でシステムチックに動き始めました。いわゆる学生カルテのようなものです。例えば良くないのですが、病院における患者さんを学生と見なすと、患者さんに複数の薬を同時に飲ませてしまうと不都合が生じることもあります。それと同様に学生に対して、複数の先生方がどのような教育をしているのか、1人の学生に対して、どういう課題を出しているのか、そういった情報をほかの先生も共有することによって、ああ、こういう教育をされているのだな、こういうアドバイスが出ている、こういう宿題が出ている、ならば時間的には自分はこういうふうにしよう、と丁寧なかつ適切なアドバイスをシステムがサポートする仕組みです。これがコンタクトチャートシステムで、このようなシステムを始めております。この仕組みを最初はロースクロールの学生全員に広げまして、今年からは法学部の学生にも連動していくことで、その学生の特徴だとか、あるいは悩みだとか、あるいは先生方がどういうふうな教え方をしているか、アドバイスをしているかといったことを教員相互にわかるような、システム構築を考えております。

次に、パブリック法曹養成という意味で言いますと、先ほどちょっと申しましたとおり、もちろんインターンという形で企業にも出しているんですけども、もう少し違った取り組みとして、地方公共団体、あるいは経産省の外局の近畿経産局とか、そういったところにもインターンという形の中で、知財教育を受けた、弁理士資格を持った者や司法試験に合格した者が、合格したばかりなのでインターンとして出て行って実態を学ぶとという取り組みです。このパブリック法曹養成の取り組みの中で、学生たちが単にインターンとして外部で学ぶだけではなくて、職域を広げるチャンスと感じてほしいなと思っているわけです。

当然のことながら、そういった外部の行き先は日本国内だけがあるわけではありませんので、世界にもどんどん出て行ってほしい。ところが、じゃ、出ていくときに海外のそういったローヤーの人たちとすぐ接点を持てるかということ、なかなか持てるわけではないので、例えばJETROとかJICAといった、政府の関係で活躍しているところにインターンとして出て行って、そこから次のステップに入っていくというような仕組みを今考えております。実績としては、例えばJETRO・デュッセルドルフとか、あるいはJETRO・ブリュッセル、そういったヨーロッパ系のところで、勉強をさせようとしています。

この仕組みの中心となっているのが図の真ん中に記載している智適塾という組織です。これは知的財産センターの中にあります1つの組織でございます、主幹に弁護士の先生、それから副主幹に若手の、若手といっても中堅ですけど、英語ができる弁護士と、それから弁理士のキャリアを積んだ人間を入れて、そこに、先ほど言ったとおり、司法試験に受かったインターン、それから弁理士資格を受かったインターンを入れています。その司法試験に受かった人間の大部分は実は理系出身者でして、本学の理系の学部のさまざまな問題や、あるいは知財の問題について、解決や予防のために働いています。この仕組みの良い点は、その人間が自分の部局に戻っていきますので、いわば同じ大学でありながら、文系と理系で言葉が全然違うという不都合がありません。理系の研究室にとって文系の弁護士に理解して貰うために簡単に図解するなど、いわば翻訳する作業が必要となるのですが、その部局の出身者ですと翻訳が要らないので、受け入れる側の先生方も安心してさまざまなことが言える。このような仕組みの中で相互に利益のある作業や勉強をしていくことになります。また、その作業や勉強をしていく中で、出てきたさまざまな知財の問題そのものを教材としてセンター中に持ち帰り後輩への教材を作る。そんなような仕組みをこの智適塾でやっぴまして、それがだんだん育ってきているのが現状です。

その弁護士の卵、すなわちインターンの人間たちは2年間ぐらいで外に出ていきます。出ていく先はどういうところへ行っているかということ、メーカーのインハウスであったり、あるいは1人で独立するという形になったりとか、様々な職域で活躍しています。

最後ですが、この智適塾の中でこういった活動をしてきたところ、面白いケースが出て来ました。例えば、海外の法律事務所と提携話が出てきました。教員そのものが半年ぐらい、メーカーで実態教育・研究する機会に恵まれました。単にずっと大学にいて机上の研究をするだけでなく、企業に行って技術や知財マネジメントの最先端の部分を見て帰ってきて、智適塾の中で新しい教育を考えるなどです。毎年入ってくるインターン生と、技術というのが常に先に行くものですから、そこを絶えずキャッチアップできるような仕組みを作ろうとしているわけです。もともとこの知的財産センターというのは6年前に概算要求でつくったもので、ちょうど6年目であります。まだ次の概算要求がどうなるかわかっていないんですけども、出てきたら、知的財産のワンストップサービスのようなどころを具体的に考えているのが現状でございます。

今日は時間が随分押してしまっているようなので、私の説明はここで終わらせていただきたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

【瀧口】 ご清聴、どうもありがとうございました。

この後、食事を配らせていただきますけれども、時間の関係上、食べながらで大変申しわけないんですけれども、質疑応答をお願いすると。潮見議長の司会のもとでやっていたくということ。

【潮見委員長】 わかりました。

【瀧口】 評価担当の私からのお願いとしては、いいところは大いに褒めていただいて、改善を要する点は、できたら具体的にアドバイスをいただいて今後につなげるような、そういう場にしていただけたらと思います。

それでは、潮見先生、済みませんが。

【潮見委員長】 潮見でございます。

この時期に外部評価の委員会をやるというのは、先ほど竹中先生のお話にもありましたけれども、第2期の中期目標・中期計画の総括と、それから第3期の中期目標・中期計画へつなげるという意味で非常に有意義であり、しかもタイムリーではなかったかと思っておるところでございます。

今回は教育と人材育成をメインにということでございました。非常に詳細な、しかもわかりやすいご説明を4人の先生から頂戴いたしましたものですから、それを受けて、それぞれの委員の先生方から、今、瀧口先生からは、褒めるところは大いに褒めて、改善すべきところは具体的なものを示せという形で指令がありましたけれども、それにこだわらない形でも結構だと思いますので、それぞれの委員の先生方、時間の関係もありますから、どこからでもご質問なりご意見なりを頂戴できればよろしいのではないかと思います。こういう場でございますから、どうぞ、私が言うのも変ですけれども、ご遠慮のない形でご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

【幸寺委員】 留学生受け入れの交流協定のことでも質問も含めて伺いするんですが、いわゆる人材育成ですので、留学生の交流ということで主な目的を達しておられると思うんですが、例えばそれ以上に、交流の中で一緒に共同研究をすとか、共同の何か成果物をつくるか、そういうこともやっておられるわけですかね。

【林】 ほぼ例外なく、やはり学生の交流、それからできれば授業料免除というのをうたったほかに、教員の在外研究の受け入れ、送り出しの便宜を図る、それから共同研究、シンポジウム等、一緒にいろいろやっていくことを是非どんどんやっていくということはどうなっておりますし、現にいろんな形で、国際シンポジウムとか、教員在外研修の受け入

れ、あるいは受け入れてもらうといったことはございます。

お返事になりましたか。

【幸寺委員】 はい。

【潮見委員長】 お願いします。

【鈴木委員】 鈴木です。

3年前には、単純に法律を学ぶ研究者、あるいは法曹だけではなくて政策立案とか新規の法制度を立案するような人材というのも結構需要があるので、お願いできればみたいなお話をしたんですが、今日正に教育と人材育成という面でお話を伺えました。来る前に少しパンフレットも読ませていただきましたけど、かなりそういうふうに実学として学んだスキルを世の中に役立てようというところは学部でも大学院でも打ち出されています。特に学部の政策提案コンテストで優勝されているという意味では、現実には起きている課題に対して、法律を学んだ者としてどうしていったらいいのかというところはすごく進まれたなと思って、これは私としては大いに評価はさせていただきたいと思っています。

実は私の役所でも、去年の4月に入った学卒の中で3人が阪大の出身者でして、随分阪大生が中央省庁に入って国の政策立案にかかわろうという意識を持たれたんだなという意味でも非常に喜ばしいと思っていますので、この方向は今後とも是非進めていっていただきたいなと思っています。

いろいろ聞くと、自治体との協力で、やっぱり地域に暮らしていると一番身近なのが自治体なので、どういう課題についてどうするのかという話は出てきますし、最近ますますニーズは高まっています。つい最近もドローンという、ああいう飛行体が出てくると、あれはいろんな観測だとか測量だとかあらゆるものに使えるんですけども、逆に、爆弾も運べますし、盗撮もできますし、落っこちると迷惑をかけるという話で、官邸の上にも落ちていたという話もあって、あっという間に実は法律案が出てきたりしています。今だとウーバーという白タクみたいなものがネットを使うと可能になるので、従来のタクシー業務との関係をどうするのかというお話とか、airbnb（エアビーアンドビー）とあって、空いている部屋を貸すという者が出てくると、従来の旅館業法との関係をどうするのか。或いは、フィンテックとあって、金融の分野にも新しいテクノロジーが入って、従来の銀行法、資金決済とは全然違う話が出てきています。更に、ビットコインというものが、果たしてあれは通貨になり得るのか、なり得ないのかと言う話があって、従来の私たちが暮らしてきた物理的な世界とは大分変わってきていますので、多分、法体系あるいは法律の概

念みたいなものを変えていかないといけないところに来ております。そういう、目の前に起きている事なんかは学生たちにはいろいろ学ばせながら、片方で法曹人を育てつつ、片方で社会に実学、スキルとしてノウハウを持った者を送り出せるような形の教育を続けていっていただきたいと思います。

【潮見委員長】 いかがですか。

【藤原委員】 私は経済団体の役員ですけれども、企業に対する法律の普及啓発、あるいは経済界としてこういう法改正が要るのだという立法論の提言とか、そういうのをやっています。会社法とか競争法、それから消費者契約法、消費者法ですね、あるいは知財関係、そういったところがやっぱりニーズが高いということでありまして、特に競争法は国際的なカルテル事件を含めていろいろ国際間で企業もやられているケースもあって、競争法はそういう企業のニーズが非常に強くて、我々も今現在そういう意味で勉強もしますし、いろいろ情報提供しながら、公取でもかなり、言い合いするぐらいやっていますけれども、企業の現場のそういうニーズを酌み取っていただいて、そういうことを法学教育の中にも入れてもらえたらありがたいと思っています、その一例としての競争法を今日は挙げていただきたいと思っています。

とりあえず以上です。

【潮見委員長】 武田先生、いかがですか。

【武田】 まず、鈴木先生のお言葉ですね、赤井ゼミの成果について触れていただきましたけれども、赤井先生は経済学の先生でいらっしゃいますが、政策立案コンテストで優勝するような、そういう教育上の成果を上げられたというのは、やっぱり法学部の中での経済学の先生による教育、その成果の1つであると思っています。

また、後半に鈴木先生がおっしゃいましたけれども、社会とか経済が大きく変わっています。IoTとかビッグデータとか、そういうものの扱いですね。法とか政策のほうは後追いという面もありますけれども、そういう動きの中で国際公共政策学科と法学科のシナジーで新たな教育を進めていくという阪大法学部のさらなる強みというものが生かされていくんじゃないかなと、教育の担当者としては感じてございます。

藤原先生のお言葉でございますけれども、私は経済法、競争法を担当しておりまして、経済界の方からいろいろのご意見をいただきます。私は公正取引委員会でも兼業でセンターに勤めていまして、経済の方のお話であるとか、いろいろ他省庁の方のお話であるとかを聞く機会はございますけれども、先生もおっしゃいましたように、経済法というのはま

さに実務と、そして最近では国際カルテルということで国際化が進んでおりまして、日本企業は今まで内向きであったということもあって、国際カルテルで大変摘発されてございます。まさに実務と国際という教育の強みが生かされる1つの分野として競争法、経済法があるんじゃないかなということも私も感じております。

以上でございます。

【潮見委員長】 ありがとうございます。

【亀岡委員】 亀岡と申します。今回初めて参加させていただきまして、まだまだ分からないところはありますけれども、私の拙い意見を申し上げさせていただければと思います。

今回のテーマが教育と人材育成ということで、とても良いテーマだと思いました。日ごろから私も、大学、法学部における人材育成は非常に大切だなと思っておりまして、今回こういったテーマで外部評価に参加させていただきます機会をいただいて、本当に感謝しております。

私としては、阪大の法学部ですので、将来、法曹、企業や役所の幹部といった役割が卒業生には期待されると思います。是非、国際社会の変化や社会の変化を視野に入れた観点から、これからの日本で活躍する若者を育成していただきたいと思います。そういった意味で、竹中先生から、法学部は変わらなければいけないとおっしゃっていただいたことは本当に良かったと思っております。

私は現在、国際交流基金というところに勤めておりますので、国際交流についてお話しさせていただきたいと思います。

今日、非常に詳細なご説明をいただいて、法学部が留学生を受け入れてこられておりますし、送り出しの努力もされていると伺いました。ちょっと私に分からなかったのは、これがどれだけ学部間の協定に基づいた送り出しなのかというのがよく分からなくて、つまり、協定に基づくとおそらく授業料免除ということで、学生としては非常に留学に行きやすい形になるのではないかと思います。そういった形で留学されている方が何人ぐらいいらっしゃるのかがもし分かれば教えていただきたいと思います。

将来学生の中には公務員を目指される方もいると思います。国際公共政策学科であれば外交官とか国際機関を目指される方もおられるのではないかと思います。

今、私は国際交流基金というところに勤めておりまして、文化交流の仕事をしております。ODAなどをやっているJICAと比べて非常にやわな仕事のように見えますけれども、実は

日本と世界の人々との相互理解を深めることによって安全対策というか、海外で日本人が活動する上で働きやすい環境をつくるという意味で日本に貢献していると思っております。

海外の人は、特に東南アジアの方は日本に関心を持っている方は非常に多い状況です。その様な状況で、是非、日本の方にも向こうに行っていただいて、外から日本がどういふふうに見えるのかということを中心に若い人に知っていただきたいと思っています。今、海外から観光客の方が非常にたくさん来ていますが、それも、日本のいいイメージは反映された結果であると思いますので、そういうことを向こうで学生には実際に体験してもらいたいというのが私の気持ちです。

あともう1つは、これからの若い人にとって、自分の専門分野について自分の意見を持って語れる人になってほしいと思っています。その一つが語学の面で、これは先日の新聞で読んだことですが、外務省が、新たに入省する職員が即戦力になるように、国際的な英語テストTOEFLで100点を目標に課すことを決めたという報道がありました。ほんとうにそうなのかというのは分かりませんが、そんな報道がありました。テストだけで本当に判断していいのかということは私もちょっと疑問だとは思いますが、なかなか100点というのは、日本人の平均が70点と言われる中で、ハーバードとかそういったところの大学院に留学するのに必要なレベルだと思いますので、かなり高いレベルを要求されていることには変わらないと思います。そういった状況があることを認識する必要があります。

これも新聞で読んだことですが、三井住友フィナンシャルグループの社長さんが、将来の銀行の執行役員の方の2割程度は外国籍の方にしたいとおっしゃったということも出ておまして、銀行の海外事業が非常に大きな部分を占めているので、現地の幹部の登用を増やしたいということだそうです。やはり企業にとって国際化というのは避けて通れない話ですので、私としては是非法学部の学生も、大量の英文を読んで、自分の考えを書いたり議論したりできるようにある程度なってほしいなと思っています。

これはちょっと余計なことかもしれませんが、東京大学でも今年度から、教養学部における英語教育を見直して、それまでの少人数授業に加えて学術的な口頭発表、討論といった、発話力育成を重点に置いた授業も行うようにしたそうです。なかなかドメスティックな法学部にどこまでそれがふさわしいかという議論もあろうかと思いますが、そういった授業がもう用意されているのかも知れませんが、まだであれば是非法学部でこれから用意してほしいというのが私の気持ちです。

もう一つ、先ほど申し上げた、専門分野で自分の意見を持ってほしいということで申し上げたいのは、法学部なのでやはり学生には法律の理解・運用ということについてしっかり勉強してほしいと思います。例えば、法学部にはせっかく知的財産センターというものがありますので、やはり知財等について、今話題のTPPでも非常に大きなテーマになっていて、法学部生一般にとって興味のあるテーマになり得ると思うので、是非取り上げていただきたいと思います。

TPPに関しては、よく言われる貿易の自由化という側面よりも、例えばアメリカにとっては特許であるとか著作権といった知的財産権の保護の強化という面により大きな意味があるという意見もあります。日本にとっても、著作権の保護期間の延長、あるいは今までなかった法定賠償制度、これは民法上非常に大きな、不法行為制度に対する特例だと思しますので、議論というか、討論のテーマになるのではないかと思います。

最後にもう一つ。知財センターのことで、社会との連携を非常に深めているというご説明が青江先生からあったんですけども、将来的には例えば薬学研究との連携といったものは考えておられるのでしょうか。

【青江】 はい。

【亀岡委員】 TPPでも薬の情報の保護期間というのは非常に大きく問題になったんですけども、大阪大学として薬学というのは強みだと思いますので、知財センターもそういったところで存在をアピールしていただくいい機会なのではないかと思いますので、是非その点も教えていただければと思います。

以上です。

【潮見委員長】 青江先生、お願いします。

【青江】 身が引き締まるようなお話をいただきまして、恐縮でございます。

実は知財センターは大きく3つの教育的な柱を持っておりまして、1つは、全学部生への共通教育という形で、既に3,000名近い人間たちに知財の、言ってみればモラルのようなものを教えております。

2つ目は、今、亀岡先生がおっしゃられたとおり、各理系の分野がカリキュラムを持ってくれ始めまして、研究科に知財を学ぶ講座ができ始めています。その1つに薬学部も入っておりまして、そこに教員がいて教えるという形で、始まっています。あとは、理学研究科、あと医学研究科、こういったところが研究科の中にきちっと知財を入れてくれているということがあります。

3つ目が、先ほど高井教務委員長から出ておりました、本学の法学研究科としての知財プログラムの展開ということになっていて、そのうちの1つが、夜間の社会人の方々ですが、これがびっくりすることに、一般的な企業の方々だけではなくて、例えば大阪府内の教授の方とか、あるいは弁護士の方とか、そういった方が学生として来られています。最近では、我々も勉強になっているのが、高等学校の先生が入学されていて、現代社会の教科書を執筆されている方なんですけど、中を拝見する機会がありました。その内容の中に、知財の字があまりにも少ないというか、ほとんどありませんでした。そういった状態でどうやって、学部に入ってきた学生に知財を教えるのが良いかを考えさせられました。

それからもう1つ、済みません、長くなりますが、英語教育でございますが、この6年間で、有斐閣という、法律のほうでは著名な出版社から7冊の教科書を出ささせていただきました。その全て英語化というのが次のテーマでございますが、英語教育についてはとことんやっていきたいと思っておりますので、是非いろんな形でご支援いただければ幸いです。

以上でございます。

【亀岡委員】 よろしく申し上げます。

【潮見委員長】 林先生、国際化のほうをお願いします。

【林】 亀岡様、大変詳細な質問とコメントをありがとうございました。

まず、協定校の相手、あるいは向こうからの学生の割合ですけれども、割合のデータを今持っておりませんが、ただ、少なくとも法学会から10万円の支援を得てやってきている人とかを見ますと、全学の協定校はまたたくさんあるんですけれども、そちらか部局のどちらかをもらっている人がほとんどというか、かなりの部分であると。やはり授業料免除というのは大きいようですので、この辺の数量的なデータはまた後ほど補足としてお載せするというところで。

いわゆるソフトな安全保障とも申していいんでしょうか、そういう、日本のことを知っている人のネットワークを増やしていくということにつきまして、最近、大阪大学に勤務しており、外国に行かせていただく機会がほんとうに多いですけれども、そういうときに例えばコーディネーターとして、大阪大学で学位を取って現地の大学の重要なポストにいるという人が複数、これもまた数量的じゃないのですけれども、韓国とか中国とか、多くのところでそういう立場の人に会いますので、1つはやっぱり、高井先生に振るわけじゃないですけど、いわゆる研究者のネットワークをつくっていく。それからさらに、裁判官

の方が研修という形で、学位は取られませんでしたが、半年間、タイの行政裁判所から来られたり、いろんな形で日本にかかわるネットワークをつくっていく。知日派がすなわち親日派というのではなくて、やはり批判的に見てもらわないといけないと思うんですが、いろいろなことはあるにしても、日本のことを知ってつながろうという人を専門家・知識人のレベル、プラス、できるだけ増やしていくという、そのことについては何より大学での国際交流というのはソフトな安全保障の一助になるかなと思っております。

差し当たり、主に2点というか、あといただきましたが、そういったところでよろしいですか。

【亀岡委員】 もし、英語教育で何か目標とかそういうものを出しておられたら教えていただければと思います。

【林】 済みません。

全学レベルでも、とにかくTOEFLでの点を上げるということで。とにかく数値目標も含めてやっぱり底上げしていこうと。1つのポイントとしてグローバル大学での約束もあるということで、現在、全学レベルでもいわゆるワーキンググループをつくって、とにかくどう上げていくかと。そういった動きは多分部局にも波及してくるかと思うんですけれども、そういう点では、できるだけ多くの学生にTOEFLを受けてもらって、本人へのモチベーションにするといったことは既に行われておりますし、さらにそれに加えて、例えば英語での、今まで、バックグラウンドが外国で、日本の法学についての概論を語ってくださる先生方はおられたんですけれども、フルの担当者が分担担当、いわゆるオムニバスではありますけれども、日本法についてディスカッションして概論を伝えるみたいな授業も現在発しておりますし、こういった形で、なかなか英語で講義を担当するというのは、それなりにやっぱり日本語でしゃべるよりも負担はありますので、こんなことは右肩上がりでも数を増やすのは難しくても、着実に実施していきたいとは思っております。

以上のような形で、お返事になりましたでしょうか。

【潮見委員長】 ありがとうございます。

【武田】 林先生の補足ですけれども、協定校が多くなりますと、学生は協定校に行く場合、休学ではなくて留学という扱いになりますので、在学期間の計算上有利ということがあります。ですので、協定校を増やすということは、学生を留学に送り出すための大きく制度的かつ重要な建てつけとなってございます。

もう1点、英語での授業でございますが、国際公共政策学科では「Project Seminar in

English]という授業がございまして、英語でゼミを開講するということが行われています。林先生からお話がありましたように、法学科でも英語による授業を増やしていますけれども、今、先生からいただいたコメントから、法学科でもそういう講義、実際にできるかどうかはなかなか難しい問題があるかもしれませんけれども、重要な検討課題であると考えました。

【鈴木委員】 質問ですけど、国際語たる英語を学ばせるという意味では、企業だって最近ではTOEIC 700点以上みたいな、入社の際の選考基準みたいに使っているところも出てきていますし、楽天さんみたいに社内は英語会議だよと言っているところもあることからすると、大学で英語のTOEICかTOEFLか何点以上でないと学位を与えないよとは出来ないのでしょうか。あるいは、先ほどTOEFLの試験を受けることを義務されているとありましたけれども、それはみんな自費で受けるのですか。それとも、大学側が何か用意してコスト負担をしているのでしょうか。

【林】 公費負担で、1年次でしたっけ。

【竹中】 TOEFL-ITPという模擬試験のようなもの。それを1年次と2年次に受けさせて、伸びを見るというようなことを大学でやっています。

【林】 その上で、卒業の要件にしてしまえという意見も一部にはあります。その場合、それが目標になってしまうみたいな。ですから、そういった方法も1つとして検討に値するわけですがけれども、授業自体が若干その対応に、例えば模擬試験を出してきて、それを解くみたいなことになったりして、その受けとめ方自体はよく考えながらやっていけないといけないみたいなところはあります。ただ、大変傾聴に値する。

【鈴木委員】 我が身を振り返りますと、大学受験のときが一番単語力とか文法力があるんですね。それなのに、どうせ使わないからと言って勉強しないでいて、いざ社会人になって慌ててもう一回勉強し直して苦労した記憶があります。大学に入った時のあの語彙力と文法力を維持したまま、実際に使えるTOEFL、TOEICに誘導するというのは非常に有意義だと思います。その流れの延長で授業があったり、ゼミがあったり、使うチャンスさえあれば維持できる。社会に入ったら会社の中では使われるわけですので、ピークのときの力を落とさずにそのまま維持する方策を何か考えられたら良いと思います。

【潮見委員長】 それは私にも面白い提案だなと感じ取ることができることでした。京都大学も実はそういうことをいろいろ考えたんですが、TOEFLの点数を卒業要件にするとか、あるいは一定程度考慮するということがなったら、今の高校生を前提にしたらどうなるの

かというのを、今回の京大の工学部の特色入試が、ある意味じゃあらわしているんじゃないかと思うところがあります。何が起きたのかといたら、学生が志願しない、逃げるところがあります。だから、そのあたりはいろいろ考える必要はあるのではないかな。でも、それは高校教育のほうがむしろ問題なのかもしれないなとは思いますが。

ただ、鈴木先生がおっしゃったことで、肝に銘じなきゃいけないし、また、それをもとに考えていかなきゃいけないと思いましたのは、京大でも阪大と同じようにTOEFLのITPを使って1年次に試験もさせ、その追跡調査もやっております。もちろん落ちるとするのはそのとおりですが、ただ、入学後に成績が落ちるか落ちないかということは別として、これは阪大も同じだと思うんですけども、学生は入学時でも英語はそれなりに読めます。書けと言われたら書けます。ところが、ご案内のとおり、しゃべれない。聞き取れない。これは入学時からそうなので。

そうしたら、これから先、先生方がおっしゃったような、国際的に活躍できる人材として世に出していくにはどうしたらいいかということを考えると、それは大学の中で、話す力、それから聞き取る力、話すだけじゃなくてディスカッションをする、その力を何らかの形で磨いていかなければいけないんじゃないかと思います。東大でもそれは気がついてやっておられると思いますし、京都大学もそれはやろうとしているところもございまして、そうしたら、それはどこが担うのかというと、法学専門教育じゃ遅いので、全学共通教育のところそこをいかにきちんと仕組んでやっていくこと、そこがおそらく最大のキーポイントじゃないかと思うんです。多くの旧帝大は今言った方向に少しずつ歩み始めているところがありますので、阪大もいろいろやっておられると思いますが、より一層プッシュしていけば、阪大法学部の強みというものが、私が知っている15年前の大阪大学法学部と比べると、かなり顕著な形で教育面でも人材育成面でも表れてきたかなという感じがしましたものですから、それを支える上で、今、何人かの先生方がおっしゃられたようなところを活用していただければいいのかなとも思いました。

変な話ですけども、大阪大学法学部というのは昔から実学としての教育というものを非常に重視しておられる。ただ、15年前は、確かにロイヤリングはありましたけれども、一体どういう実学としての教育をしているのだといたら、その答えはほとんどないような状況ではなかったかと思うんです。今日もお話を伺わせていただいて、あるいはまた事前に送っていただいた資料を見ましても、学部では特殊講義というものがたくさんあって、実務的な観点も学生の頭に入るように配慮されているところもあり、また、先ほどの青江

先生のお話じゃありませんけれども、知財という部分に特化した形かと言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう部分についてはかなり手厚い。おそらく他の大学には見られないような強みというものが生かされる教育カリキュラムがつくられているんじゃないかと感じ取りました。

概算要求は、是非これから先、頑張っていたいただければと思いますし、こういうのがあって初めて実際に産学連携が進むものです。また、これは竹中先生が最初におっしゃられた、これから先の人社系学部が何を目指していくのかといったときに、1つの柱として文理融合というのがあります。その文理融合というものの1つの具体的な表れがこういうセンターでの試みではないかと思しますので、是非頑張っていたいただきたいと思うところです。

その上で、個人的に、司会の特権で申しわけないですが、幾つかお尋ねしたいことがございます。それは、例えば法学部の教育につきましても、カリキュラムとかは非常によくわかりました。優れているところも多々あるかと思うのですが、これも竹中先生が最初におっしゃられた部分でしょうが、2学科があって、そして国際公共政策学科では伝統的な法学あるいは政治学の分野以外の分野にも積極的に乗り出している、そういう教育をしているとおっしゃられて、それはそのとおりだと思うんですけども、私の記憶違いじゃなければ、法学科も昔から、もちろん伝統的な法学・政治学はきちんと教えながら、他方で、そこにはとらわれないといいますか、それをより幅広に持っていくためのさまざまな多様な分野の、あるいはジャンルの教育をしていきたいと思います。そうすると、法学科のミッションと国際公共政策学科のミッションというものが果たして2つ並行して進むべきものなのか。それともむしろ、大阪大学の強みということであるのならば、大学院は別としても、学部レベルの教育というものを考えたときには、2学科制というものがどこかで何か障害になりはしないかということを少し感じるようになりました。

もちろん、それぞれの学科には特色があり、今日も少しお話があったかと思えますけれども、特に英語での授業については、国際公共政策学科は必修にしているところもあるんですね。そういう意味じゃ違いはあるのですが、その違いを違いのままとして、そのままこれから先、続けていくのがいいのか、それとも、例えば、先ほどこれもお答えになったと思いますが、法学科の中でも英語での教育とか、あるいは国際公共政策学科で今やっているような授業にも積極的に学生を参加させて、「これを取りなさい」という形で持っていくのもありなのかなという感じもしたものですから、ちょっとお尋ねした次第です。

それから、大学院ですけれども、これは共通の悩みだと思いますけれども、研究者養成というところで、今後どういうビジョンを持って進まれるのかなと思いました。100%という定員充足率を満たしていない博士後期課程については定員召し上げ・削減ということが強く言われておるところで、実はうちの京都大学の法学研究科も今回、博士後期課程の定員を減らしましたので、そういうところが大丈夫かなというのがありますと同時に、むしろ研究者の数を増やしていくためにいろんな工夫をされてはいかがかないかなということも思いました。東京大学とか、あるいは京大なんかもそういうところは今取り組み始めていて、学生に対して、留学支援じゃありませんけれども、お金を出したりとか、あるいは特殊なプロジェクトを立てて、そこで研究者としての素地を形成していくことをやらせたりとか、あるいは、法科大学院との連携という話もありましたけれども、修士課程の授業で、法学研究科の授業を法科大学院の授業としても認めて、どっちでも取れるようにして、そこで先ほどおっしゃられたような基本文献の講読をさせて、大学院もおもしろ面白いよ、研究者も面白いよということで持っていくというのもありかなということも思いましたものですから、どうされるのだろうか。

さらには、前期課程の3つのプログラムですけれども、特に総合法政と研究者養成の両方のプログラムというのは面白いのですが、入ってきた学生は結果的に、同じ授業で、今でも同じことを教わっているのではないかと思います。そうすると、これは私どもも同じ悩みを抱えているんですけども、一方のニーズに適合するような授業をやろうとすると、どうしても他方のニーズには合わないというところがある。まして留学生と一般の学生で、研究者にはなるつもりはないという人と、社会人ですら入ってこられてもう少し深い勉強をしようと思っておられる方を一緒にまとめて1つの授業で指導するというのはものすごく大変だなと思っていて、そのあたりもまたこれから先いろんな工夫をしていっていただければとも思っておるようなところでもございます。

特に大学人として、学部と大学院の両方の教育について思ったことを勝手に申し上げさせていただきましたけれども、また、とにかく隣の大学で、同じ帝大で、それぞれ優秀な学生を抱えて人材育成に邁進している大学だと思っておりますので、そのあたりも含めて頑張ってくださいなと思うところがございます。

【高井】 簡単にご説明申し上げます。

ご指摘いただいたこと、大変ありがたく存じます。確かに研究者養成の今後のビジョン、これはずっと考えているところがございます。私どもから見るとやはり京都大学のような、

学生に対する経済的援助を手厚くできるのはうらやましいというところで。

【潮見委員長】 いえいえ、概算でとってきたんです。

【高井】 そのあたりは努力したいと思います。それが1つでございます。

それから、研究者志望につきましては、最後に申しあげましたように、高等司法研究科の学生さんで関心のある人にはまさに相互乗り入れて、こちらの法学研究科の外国書文献講読のようなものに来ていただきやすくするように現在工夫しているところで、これは近い将来できるのではないかと考えております。

それから、大学院にはさまざまな方がいらっしゃるというのはまさにおっしゃるとおりでございます。この点は多少意識的にカリキュラムを組んでおりまして、私個人のやっていることでも、英語の、アメリカ法の文献を読むクラスと、それからまた広く日本の判例を読む、日本語で研究できるクラスをまた持つという形で、さまざまなニーズに応えられるようにしております。これはおそらく、多くの先生がそういう形でいろんな種類の授業をお持ちなのではないかと思えます。

ただ、これも私の個人的な経験ですけれども、留学生の方が多くなると、かなり授業に工夫が必要な面は確かにございまして、日本人の深くやりたい人と留学生とで、阪大の場合はかなり、留学生についてはいわゆる日本語能力試験で1級とか、ハイレベルのものを要求しておりますので、それなりに留学生の方は優秀ですので、日本語力もそうですし、それを通じて間接的に学力一般についても担保されていると考えておりますけれども、やはり日本語ネイティブと比べれば差がありますので、若干難しい面がないではありません。留学生が増えると、おそらく、日本人だけの場合に比べれば授業の進度が遅くなるということもありますので、その辺はいろんな形で、留学生には留学生チューターという形でまた日本人学生がついて学生の支援をするという形で支援しておりまして、何とかやっているというところかと思えます。留学生の数が多いのは当面変わらないと思えますので、今後もそういうチューターを活用するなどの方法で対応していきたいと考えております。

【潮見委員長】 ありがとうございます。

【瀧口】 学部について、武田先生。

【武田】 潮見先生がおっしゃったように、国際公共政策学科ができる前から経済学とか幅広い科目を提供しているのが阪大法学部の特徴であったと思えます。そういう意味で、法学科のカリキュラムと国際公共政策学科のカリキュラムは重点の置き方が違うだけなのかもしれません。説明のときには省略しましたがけれども、カリキュラムの体験とかには経

経済という科目もございますので、重点の置き方が違うだけなのかもしれません。

それで、国際公共政策学科がスタートアップの時期を過ぎて、揺籃期を過ぎて定着して、今からどういうふうに2学科間の関係を考えていくのか、どういうふうにシナジーを生み出していくのかという中で、両学科に共通する教育、特に低年次の教育内容について、一定部分はゼミの中で同じようなことを教えるのがいいんじゃないかということ、法学科と国際公共政策学科の教員があわさった教務委員会で継続的に議論しております。

さらにその先に、潮見先生がご示唆されたように、さらなる融合というか、別々にしておくことの意味といたしますか、それはカリキュラム、組織、いろんな問題はあると思いますが、先生がおっしゃられたことは本当にそのとおりだなと思った次第でございます。ありがとうございました。

【潮見委員長】 いえいえ、余計なことを申し上げました。

時間も少し過ぎているところはございますが、委員の先生方、これは絶対言っておきたいということは。

【幸寺委員】 ちょっと私、要領がわからなくて、初めに少し話をしただけなので、もう少し話をさせてください。

【潮見委員長】 お願いします。

【幸寺委員】 弁護士会でいろいろ研究とか研修をやるんですが、明日の仕事につながる研修は結構来られるんですけども、いわゆる純粋学問的な研修については、なかなか若い弁護士が来ないという悩みがございます、是非、法学部でそういう研究の面白さとか、そういうのを学生に教えていただき、体で感じていただけるような授業をやっていただけたら、というのは最近よく思うことでございます。

知財の件は、たまたまうちの事務所の1人が大阪大学の理学部で、ブラックホールの研究をして博士まで行って、神戸大学に戻ってきてロースクールを卒業して弁護士になったという者を採用したんです。意識的に採用しまして、やはり理系の頭でありますので、発想が我々文系と違って、仕事をやる上でも非常に役に立っております。ただ、やはり、理系的な発想が強い部分がありますので、上の弁護士と共同してやる、すなわち文系と理系の頭を融合させてグループで仕事をやるというのが非常に大事な、というのは常日ごろ感じているところでございます。

【潮見委員長】 ありがとうございます。藤原先生。

【藤原委員】 教育と関係ないことですが、大学の教員の先生方がどういう専門

でどういふことを研究されているかという情報が、意外と、調べてみようと思っても、簡単なことしか載っていないくて、あるところは詳しく載っているところがあって、我々はそういう思わぬ研究をされている方を発見して、つなぎをつけて経済界でいろいろ活動に協力してもらったりというところもあって、是非、各教員の先生方のそういう詳しい研究内容だとか、ホームページか何かを含めて、そういうのを公開してもらったら、いろんなつなぎのチャンスにはなります。逆に我々経済界に出てきてもらって、社会の人の教育とか、せっかくの研究の成果を広く知らしめる観点から、そういう社会に向けてのそういうのもお考えいただけたらと思っております。

【潮見委員長】 ありがとうございました。

あとは、亀岡先生。

【亀岡委員】 最後に。潮見先生のおっしゃられていたことは、経済学は法学部にとっても大事だということかと私は受けとめたんですけども、私も先日アメリカの経済学の先生の「TPPの経済的効果」という講義を聞いて、何でこれがこんなに話題になるんだ、重要なんだという話をようやく理解しまして、そういったことがこれからの社会で生きていく上で非常に大事なのではないかと思いましたので、是非そのような幅広い観点で経済学も法学部の教育の中にしっかり含められて、続けられることを期待したいと思います。

以上です。

【潮見委員長】 ありがとうございました。

私からも一言だけしゃべってお返ししたいと思います。

今日も何度も繰り返しましたがけれども、大阪大学法学部・法学研究科の強みを生かして組織運営あるいは教育を行っておられることはひしひしと感じました。

また、阪大の強みというのは実はもう1つあって、基礎法学の部分も結構前から、他の帝国大学と比べたときに、これは強みだと言える部分でもございます。もちろんそれは基礎法だけじゃなくて、いわゆる政治の言論的なものとか、あるいは法学の基礎理論的なものについてもきちんと教えていくんだという姿勢を、実学重視と言いながら、とり続けてきたというのがもう1つの強みじゃないかとも思うところがございますので、そちらも引き続き強みとして生かしていただければと思います。

特に学部については、取り巻く状況は大変厳しい状況が全ての大学にあると思います。特に法律系について申し上げますと、飛び入学というものを法科大学院で認める、あるいは文科省からすると、そういうものも導入していくという方向を示すと支援はするという、

どれだけ支援してくれるのかはわかりませんが、そんなことも言っておられるようです。そうすると、大学の4年間の教育というのは一体どういうものなのだと思います。段階的な学習と言いながら、途中で学部飛んで法科大学院に行って法律の勉強をするというのはこれでいいのかもしれませんが、それなら、法学の教育を学部でするというのはどういう意味があるのかということがまさにこの先、問われてくるのではないかと思います。

他方でといいますか、それと並んで、これも私どもの大学と多分状況は同じだと思いますけれども、学生の教育の耐性といいますか、質と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、それが、以前と比べると格段に落ちています。別にこれは私が年をとったからではなくて、客観的なデータとしても法学部の学生の質は落ちている。これは東大の文一もそうですし、京都の法学部、それから一橋も、阪大もおそらくそうじゃないかと思います。そうした中で、従来と比べて質が落ちている学生に対してどういう教育をしていったらいいのかということを考えなければなりません。これは、先ほどスクリーンでお示しいただいた成績不良者の話だけではないと思います。全体を通じてどういうふうにかちんと手厚く教育して、ここにいらっしゃる委員の先生方が今ご活躍になっている社会に出ていってもらいたいということを真剣に考えなきゃいけない時期が来ているようにも思いますので、またそれは、お互いに勉強しながら、いい方策を見つけていきたいなと思うところでございます。そういう意味では、こういう場に参加させていただいて、個人的にも感謝を申し上げたいと思うところでございます。

ということで、あとは瀧口先生にお返します。

【瀧口】 ありがとうございます。本日はほんとうにありがたい激励のお言葉とアドバイスですね、全学的に法学部は悩みを抱えていると思いますけれども、そういう現状を反映した有益なアドバイスをいただけたかと思います。

担当からの連絡ということで、以下、述べさせていただきます。

まず、今日の会議の内容は議事録として活字にさせていただきます。草稿を先生方に送らせていただきますので、そのチェックをまずしていただきたいというのが1つあります。

それから、大変申しわけないんですけれども、ご負担ですけれども、意見書も個別に出していただくということになります。これはどういうふうにかければいいのかということですが、お手元に前回の外部評価報告書が出ています。書き方としてはこれを参考にいただければよろしいかと思いますが、別にこれにとらわれる必要もなく、

思うところを述べていただければ幸いです。

ちょうど時間も来ています。本日はほんとうにどうもありがとうございました。有益なコメントをいただきまして。

【竹中】 ありがとうございました。

【瀧口】 どうもほんとうにありがとうございました。

—— 了 ——